



目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県民室設置運営規則の一部を改正する規則	1
◎高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県貸金業法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則	1
◎高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (12・12揭示)	2
○保安林の指定 (2件) (治山林道課)	2
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (3件) (漁港漁場課)	2
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○公共測量の実施の通知 ( " )	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 ( " )	3
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験 (特別募集) の実施	3
----- 規 則 -----	
高知県民室設置運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年12月15日	高知県知事 尾崎 正直
<b>高知県規則第94号</b> 高知県民室設置運営規則の一部を改正する規則 高知県民室設置運営規則 (平成15年高知県規則第95号) の一	

部を次のように改正する。  
第5条中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第95号**  
高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部を改正する規則  
高知県防災行政無線電話施設管理規則 (昭和52年高知県規則第52号) の一部を次のように改正する。  
第8条ただし書中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第96号**  
高知県貸金業法施行細則の一部を改正する規則  
高知県貸金業法施行細則 (昭和58年高知県規則第52号) の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改め、同項ただし書中「正午」を「午後零時」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第97号**  
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和45年高知県規則第50号) の一部を次のように改正する。  
第3条を次のように改める。

(始業時刻及び終業時刻)  
**第3条** 学校の始業時刻は午前8時30分、終業時刻は午後5時15分とする。ただし、校長は、必要に応じて始業時刻又は終業時刻を変更することができる。  
**附 則**  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第98号**  
高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 (平成15年高知県規則第21号) の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第99号**  
高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則  
高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則 (昭和40年高知県規則第10号) の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第100号**  
高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成13年高知県規則第154号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第713号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年12月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

大浦加入区

高知県告示第714号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成17年12月高知県告示第802号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年12月11日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年12月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

大浦加入区

高知県告示第715号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町黒川字古屋529の6、字桐ノ木サコ1066の7
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古屋529の6・字桐ノ木サコ1066の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第716号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町小黒ノ川字ヒジリ山545の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヒジリ山545の1（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第717号
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
- なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成22年3月14日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
- 平成21年12月15日
- 安芸漁港漁港管理者  
高知県知事 尾崎 正直
- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

- F R P 船2隻（船名及び船舶番号不明）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時  
安芸市津久茂町 安芸漁港西堤裏岸壁及び東堤裏岸壁  
平成21年11月2日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成21年11月2日午前10時  
安芸市津久茂町 安芸漁港西堤裏岸壁及び東堤裏岸壁
- 4 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置  
安芸漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
- 6 問い合わせ先  
安芸市矢ノ丸三丁目348 高知県安芸土木事務所維持管理課維持管理第1班（電話番号0887-34-3138）

高知県告示第718号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成22年3月14日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成21年12月15日

三津漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
F R P 船2隻（船名及び船舶番号不明）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時  
室戸市三津 三津漁港物揚場  
平成21年11月2日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成21年11月2日午前10時  
室戸市三津 三津漁港物揚場
- 4 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置  
三津漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は

同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

6 問い合わせ先

安芸市矢ノ丸三丁目348 高知県安芸土木事務所維持管理課  
維持管理第1班 (電話番号0887-34-3138)

高知県告示第719号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の  
規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作  
物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定に  
より当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次の  
とおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等につ  
いて権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成22年  
3月14日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成21年12月15日

野根漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

F R P船3隻(船名及び船舶番号不明)

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を  
除却した日時

安芸郡東洋町野根 野根漁港漁具保管修理施設用地、漁船保  
管施設用地及び臨港道路

平成21年11月2日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

平成21年11月2日午前10時

安芸郡東洋町野根 野根漁港漁具保管修理施設用地、漁船保  
管施設用地及び臨港道路

4 所有者等の行うべき措置

工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の  
指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

野根漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないとき  
は、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は  
同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

6 問い合わせ先

安芸市矢ノ丸三丁目348 高知県安芸土木事務所維持管理課  
維持管理第1班 (電話番号0887-34-3138)

高知県告示第720号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨  
の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第  
3項の規定により告示する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量(精密地形調査)

2 作業期間

平成21年12月1日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

土佐市、須崎市、高岡郡中土佐町、佐川町、津野町及び四万  
十町並びに幡多郡黒潮町

高知県告示第721号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた  
ので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する  
同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量(市街地整備に伴う総合現況図作成のため)

2 作業期間

平成21年12月1日から平成22年2月28日まで

3 作業地域

高知市中須賀町地区周辺

高知県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年12月15日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路線名 439号

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大正 字下谷山1407番5から 高岡郡四万十町大正 字向ヤ式1567番5ま で	前	9.0 }	218
	後	9.0 }	
		43.7	218

高知県告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、  
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年12月15日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路線名 439号

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町大正字下谷 山1407番5から 高岡郡四万十町大正字向ヤ 式1567番5まで	218	平成21年12月15 日

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験(特別募集)を次のとおり行う。  
平成21年12月15日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
薬剤師(県立病院)	2名	安芸病院、芸陽病院又 は幡多けんみん病院
医療ソーシャルワー カー(県立病院)	2名	

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門  
分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務(事務)に従事する  
ことがある。

3 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人

(1) 年齢及び資格免許

ア 「薬剤師(県立病院)」

昭和55年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許  
を有する人又は平成22年4月30日までに取得見込みの人  
イ 「医療ソーシャルワーカー(県立病院)」

昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれ  
た人(学歴不問)又は同月2日以降に生まれた人で、学  
校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等  
を卒業した人若しくは平成22年3月31日までに卒業見込  
みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人  
 イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者  
 ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者  
 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

## 4 受験手続

## (1) 受付期間

平成21年12月16日（水）から平成22年1月8日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（郵送による場合は、平成22年1月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

## (2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県立安芸病院、高知県立芸陽病院（安芸市）、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県立幡多けんみん病院（宿毛市）、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

## (3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

## 5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所	備考
第1次試験	教養試験 専門試験	平成22年1月31日（日）午前9時から午後2時40分ごろまでに高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁正庁ホールで実施する。	試験会場を変更する場合がありますが、その場合は、受験票で通知する。

第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成22年2月13日（土）及び同月14日（日）に高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎で実施する。	詳しい日程等については、第1次試験の合格通知に記載する。
-------	------------------------------	--	------------------------------

## 6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

## (1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験
専門試験	記述式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験

## (2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）

## 7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は2月上旬に、最終合格者の発表は3月上旬に行う。

## 8 任命等

## (1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示される。任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登載されても、「薬剤師（県立病院）」については、薬剤師の免許を3の(1)アに記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

## (2) 採用の時期

採用は、原則として平成22年4月1日以降である。

## (3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。

## 9 給与

平成21年4月1日現在の初任給は、次のとおりであるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとすることがある。

試験区分	初任給	備考
薬剤師（県立病院）	177,800円	医療職給料表(2)適用、大学卒の場合
医療ソーシャルワーカー（県立病院）	172,700円	行政職給料表適用、大学卒の場合

## 10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

## 11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。